

屋外広告物変更許可申請書

平成 年 月 日

佐賀県屋外広告物条例第8条第1項の規定により申請します。

武雄市長 様		理 申 人 請 者 又 は 代	住所（事務所の所在地）		種 別
			電話		
			氏名（事務所の名称及び代表者）		⑩
管 理 者 住所氏名		電話		資格： 一級建築士・二級建築士・屋外広告士	
工 事 施 工 者 住所・氏名		電話			※手数料
		佐賀県屋外広告業登録（ ）第 号		※収入年月日	
変 更 前 の 内 容	許可年月日	平成 年 月 日			
	指令番号	武市都屋第 号			
	許可期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			
	表示場所	番地			
変 更 の 内 容					※受付
変 更 理 由					
許 可 の 条 件	<p>この処分に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に武雄市長に対して審査請求をすることができます。 また、この処分を知った日の翌日から起算して6月以内に武雄市（代表者は武雄市長となります。）を被告として取消訴訟を提起することができます。</p>				※許可済印

- (注) 1 申請者は※欄については記入しないこと。
2 はり紙、はり札、広告幕等は現物を添えて申請すること。
3 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により、建築主事の確認を受けるべき広告物又は掲出物件の管理者については、該当する資格を○で囲むこと。また、その資格を証明する書面の写しを添付すること。

この様式に記載された個人情報は、屋外広告物許可に係る事務の目的を達成するために使い、法令等に定めがある場合を除き、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。